

29年10月2日

生徒指導通信

No. 8

ACTION



学校において生じる可能性のある 犯罪行為等 ②

(文部科学省HPより)

前回と同様いじめに関する法律を御紹介いたします。こちらで挙げる項目は文部科学省のHPにも掲載されています。事例の欄で極端なものもありますが、多くは日頃の学校生活の中で「ふざけ」がエスカレートし、正しい判断ができなくなっているのだと考えられます。大きな事件、事故につながりかねない行為に関して、日頃から学校の様子に関心をもっていただき、気になるような場合には速やかに御相談いただきたいと思います。

○嫌なことや恥ずかしいことをさせる。

→強制わいせつ（刑法第176条）

第176条 13歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6月以上10年以下の懲役に処する。13歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

【事例】ふざけと称し、性器を触る。

【事例】突然、周囲の友だちのいる前でパンツを下ろす。

○金品をたかられる。

→恐喝（刑法第249条）

第249条 人を恐喝して財物を交付させた者は、10年以下の懲役に処する。

2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。

【事例】断れない雰囲気をつくり、現金等を巻き上げる。

○金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

→窃盗（刑法第235条）

第235条 他人の財物を窃取したものは、窃盗の罪とし、10年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

【事例】教科書等の所持品を黙って借りたまま返さない。（隠す。）

→器物破損等（刑法第261条）

第261条 前3条に規定するもの（公用文書等毀棄、私用文書等毀棄、建造物等損壊及び同致死傷）のほか、他人の物を損壊し、又は傷害した者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金若しくは科料に処する。

【事例】自転車を故意に破損させる。